

# 愛知県水防計画の修正（案）要旨について

## 1 愛知県水防計画の意義

洪水又は高潮による水害を防ぐには、河川改修工事などの治水事業と、出水による被害発生を最小限に食い止めるための水防活動が必要である。

この水防活動は、水との闘いであるばかりでなく、時間との闘いであり、出水時における水防活動が最大の効果を発揮するには、的確かつ迅速に行動できる体制を構築しなければならない。

そのためには、第一に綿密な計画と十分な準備、第二に水防に必要な情報の迅速かつ的確な把握、第三に水防活動に必要な資材、器具及び施設の整備が必要となる。

水防の第一次的責任は市町村等の水防管理団体であるが、各水防管理団体においてより一層効率的な水防活動が行われるために、前述した三点を中心に県全体の統一的な計画として、県内の水防に係る事務に関する基本的な大綱を示すものとして愛知県水防計画を作成するものである。

## 2 平成20年度愛知県水防計画の主要な見直し点

### (1) 重要水防箇所の改正

改修工事の進捗にあわせて重要水防箇所から削除された区間、現地調査等により新たに重要水防箇所として追加された区間を改正した。

平成20年度重要水防箇所集計表

		平成20年度		平成19年度		前年度から削除		今年度新たに追加		差し引き増減	
		箇所(数)	延長(km)	箇所(数)	延長(km)	箇所(数)	延長(km)	箇所(数)	延長(km)	箇所(数)	延長(km)
河川	国	660	312	659	302	77	35	78	45	1	10
	県	358	140	345	149	14	11	27	2	13	9
	市町村	135	87	152	92	17	5	0	0	17	5
	小計	1,153	539	1,156	543	108	51	105	47	3	4
	海岸	14	18	14	18	0	0	0	0	0	0
	ため池	203	14	203	14	16	1	16	1	0	0
	合計	1,370	571	1,373	575	124	52	121	48	3	4

### (2) 洪水予報河川の追加

国又は県が、洪水により重大な又は相当な損害が生ずるおそれがあるものとして指定した洪水予報河川については、国又は県と名古屋地方気象台が共同して洪水予報を発表するが、今年度新たに国においては矢田川を、県においては天白川、日光川、境川及び逢妻川の4河川を追加指定した。

### (3) 水防警報河川の追加

県が、洪水又は高潮によって相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した水防警報河川については、水防を行う必要があることを警告する水防警報を発表し、水防管理団体の水防活動の指針としているが、今年度新たに八田川、境川及び逢妻川の3河川を追加指定した。

### (4) 指定水防管理団体の追加

今年度、洪水予報河川及び水防警報河川に指定した境川及び逢妻川流域にある大府市、知立市及び豊明市の3市を、水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として新たに指定した。

### (5) 高潮水防警報基準の変更

名古屋地方気象台が、高潮警報及び高潮注意報の発表基準を変更したことに伴い、水防警報の高潮の発令基準を変更した。